

生駒市家族介護用品支給事業実施要綱

(目的等)

第1条 この事業は、在宅の要介護者を介護している同居の家族に対し、介護用品として紙おむつ等を予算の範囲内において支給することにより、要介護者の福祉の向上及び要介護者を介護している家族の支援を図るため生駒市介護保険条例第3条の2の規定に基づき実施する。

(要介護者)

第2条 この要綱において、「要介護者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に生駒市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、生駒市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者
- (2) 居宅において生活している者で、介護保険法第27条第7項に基づき要介護認定結果の通知を受けた者のうち、要介護3、要介護4又は要介護5と認定された者
- (3) 寝たきり状態又は認知症等により常時失禁状態にある者（要介護3と認定された者については、その者の介護保険認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者、又は認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者とする。ただし、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており認定調査票では必要性が確認できない場合については、認定調査と同様の方法で必要性が確認できた者とする。）
- (4) 次に掲げる施設に入所しておらず、在宅で介護をされている者
 - ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
 - ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅
 - エ その他の長期的な利用を目的とした施設

(受給資格者)

第3条 紙おむつ等の受給資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者、又はその他市長が認める者とする。

- (1) 現に生駒市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、生駒市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 要介護者と現に同居している家族であって、要介護者を主として介護している者（以下「介護者」という。）

(所得要件)

第4条 紙おむつ等は、要介護者、その者が属する世帯の全ての世帯員及びその者の配偶者並びに介護者、その者が属する世帯の全ての世帯員及びその者の配偶者（以下「世帯員等」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。なお、配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

- (1) 世帯員等が紙おむつ等の支給を受ける日の属する年度（4月から7月までに紙おむつ等の支給を受けようとするときは前年度とする。ただし、証明書等で確認ができた場合は支給を受ける日の属する年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）
- (2) 市町村民税世帯非課税者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その金額につき支給が停止されている者を除く。）の受給権を有する者

（受給申請）

第5条 紙おむつ等を受給しようとする受給資格者（以下「受給申請者」という。）は、家族介護用品（紙おむつ等）受給申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 世帯員等の市町村民税の課税証明書（非課税証明書）及び住民票の写し又は同意書（第1号様式）
- (2) 介護状況書（第2号様式）

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、必要な審査及び調査を行ったうえで支給の可否を決定し、家族介護用品（紙おむつ等）支給決定通知書（第3号様式）又は家族介護用品（紙おむつ等）受給申請却下通知書（第4号様式）を受給申請者に交付するものとする。

（支給の開始）

第7条 紙おむつ等の支給は、前条により決定した支給開始年月日に開始するものとする。

（支給用品及び内容）

第8条 市長は、第6条の規定により支給の決定をした者（以下「受給決定者」という。）には、次の紙おむつ等の中から要介護者1人につき2組を2か月に1回支給する。

- (1) フラットタイプ紙おむつ（月180枚）
- (2) テープ止めタイプ紙おむつ（月90枚）

- (3) パンツタイプ紙おむつ（月４５枚）
- (4) 尿取りパッドRタイプ（月３６０枚）
- (5) 尿取りパッドWタイプ（月１２０枚）
- (6) 尿取りパッドBタイプ（月６０枚）

（支給方法）

第9条 紙おむつ等は、市長が別に定める方法により、受給決定者に直接支給する。

（調査）

第10条 市長は、毎年7月末日までに、及び必要があると認めたときに、世帯員等の市民税の課税の有無等を調査するものとする。

2 前項の調査を行った場合において、世帯員等が第4条の規定に該当しなくなったときは、紙おむつ等の支給を停止する。この場合、市長は家族介護用品（紙おむつ等）支給停止通知書（第5号様式）を、現に紙おむつ等を受給している者（以下「受給者」という。）等に交付するものとする。

3 前項の規定により既に支給を停止されている者（以下「停止者」という。）が、第4条の要件に該当し、再開を希望する場合は、家族介護用品（紙おむつ等）受給再開届（第11号様式）を市長に提出するものとする。

（住所変更の届出）

第11条 要介護者が市内において住所を変更したときは、速やかに家族介護用品（紙おむつ等）要介護者住所変更届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給内容の変更の届出）

第12条 受給者が受給内容の変更を希望する場合には、速やかに家族介護用品（紙おむつ等）受給内容変更届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給の停止）

第13条 紙おむつ等の支給は、以下の場合に停止する。この場合、受給者は速やかに家族介護用品（紙おむつ等）受給停止届（第10号様式）を市長に提出し、再度受給の必要がある場合には家族介護用品（紙おむつ等）受給再開届（第11号様式）を提出するものとする。

- (1) 要介護者が医療機関に2か月以上入院したとき
- (2) 受給者が2か月以上在宅介護を行わないとき
- (3) その他市長が認めるとき

（受給資格の喪失）

第14条 家族介護用品（紙おむつ等）の受給資格は、以下の場合に喪失する。

- (1) 要介護者が第2条各号の要件に該当しなくなったとき
- (2) 受給者が第3条各号の要件に該当しなくなったとき
- (3) 要介護者又は受給者が死亡したとき

2 受給者又は要介護者等は、前項の事由が生じたときは、速やかに家族介護用品（紙おむつ等）受給資格喪失届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（職権による処理）

第15条 市長は、届出のない資格喪失者の把握に務めるものとする。

2 第11条及び第14条第2項の届出のない場合において、第11条の住所変更又は第14条第1項各号に該当することを確認したときは、住所変更又は受給資格の喪失の処理を行うものとする。

3 受給者が第10条第2項及び第13条第1項の状況に2年以上ある場合、市長は必要な審査及び調査を行った上で、受給の意思が無い又は受給の可能性がないと判断したときは、受給資格喪失の処理を行うものとする。なお、2年に満たない場合でも、明らかに受給の意思が無い又は受給の可能性がないと判断される場合についても同様とする。

(返還及び回収)

第16条 第14条第2項の届出をする者は、未使用の紙おむつ等を市長に返還しなければならない。

2 市長は、第15条第2項の処理をする場合、未使用の紙おむつ等を確認の上、回収に務めなければならない。

3 市長は、配送時に受給者の資格喪失が判明したときは、支給を停止するとともに、未使用の紙おむつ等を回収するものとする。

(支給状況の整備)

第17条 市長は、受給者に対する紙おむつ等の支給台帳を整備するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第18条 受給者は、支給された紙おむつ等を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転売し、又は貸し付けてはならない。

(不正受給)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により紙おむつ等を受給した者があるときは、既に支給した紙おむつ等又はこれらに相当する金額を返還させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の生駒市家族介護支給事業実施要綱第4条に規定する申請書は、当分の間、なお用いることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の生駒市家族介護用品支給事業実施要綱により紙おむつ等支給決定通知書の交付を受けている者は、改正後の第6条及び第10条の規定にかかわらず、改正前の第5条及び第9条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の生駒市家族介護用品支給事業実施要綱により紙おむつ等支給決定通知書の交付を受けている者は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、改正前の第2条第3項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。